

### 9. 子どもに交通ルールを教えていきましょう。

信号の変わり際に横断歩道を渡って車と接触したり、ボールを追って道路に飛び出しひかれてしまったり。子どもは遊びに夢中になってしまうと、周囲に注意を払うことがなかなかうまくできません。

道路を歩くときは手をつなぎ、大人は車道側を歩くようにしましょう。

三輪車は車が通らないところで乗ることや、道路に飛び出しをしないなど、交通ルールを教えていきましょう。



### 10. ストーブやヒーターは子どもが触れないようにする。

冬は暖房器具によるやけどが多くなります。ヒーターの噴出し口に指をつけたり、転んでストーブにぶれてしまったりします。子どもの皮膚は大変弱く、ほんの少しの熱でも重症なやけどを負う危険があります。

熱源が直接触れないように、ガードをして使用しましょう。ストーブの上にやかんは置かないようにしましょう。



### 11. 熱いお茶、味噌汁、カップラーメンなど子どもが熱い物に触れないようにしましょう。

台所は子どもにとって危険な場所のひとつです。ちょっと目を離したすきにガス台から下ろしたばかりのやかんや熱い鍋に触ってしまったり、足元にいる子どもに熱いスープや油をかけてひどいやけどを負わせてしまったり、テーブルの上のカップラーメンをひっくり返してしまう事故があります。

熱い食べ物や飲み物はテーブルの中央に置きましょう。

アイロンは使用時だけでなく、温度を冷ますときも手の届かないところに置いて冷ましましょう。



### 12. 医薬品、化粧品、洗剤などは子どもの手の届かない所に置きましょう。

子どもは大人のまねをしたがり、引き出しに入っている薬も取り出して誤飲してしまいます。好奇心が強く、トイレ用洗剤、カビ取り剤、漂白剤などを無造作に置いておくと誤飲する危険があります。誤飲の場合、吐かせていいものと悪いものがあるので、まず何を飲み込んだのか落ち着いて判断することが必要です。

医薬品、化粧品、洗剤などは子どもの手の届かないところに置きましょう。

手が届く引き出しは開けることができないようにロックをしておきましょう。

薬は不要になったら捨て、薬入れにお菓子の空き缶などは使用しない。



### 13. 子どもが鼻や耳に小物を入れて遊ばせない。

子どもはビーズやプラスチックの玉、小さなブロックやお菓子などを面白半分で鼻や耳に詰めて遊ぶことがあります。異物が詰まって取れなくなり、思わぬ事故に至ることもあるので注意が必要です。特に鼻から入ったものは長時間そのままにしておくと鼻の中の粘膜に炎症を引き起こします。

鼻や耳の中に物を入れてはいけないことを教えましょう。



### 14. あめ、お餅などをあげるとき、喉に詰まらせないように注意する。

あめを喉に詰まらせたり、食べ物が大きすぎて飲み込めず、喉につかえることがあります。子どもの喉はまだ未発達なので、気管に物が入りやすく、落ちて着いて食べないと窒息事故は起こっています。

食べ物は硬さ大きさ、口の中に入れる量を考えて食べさせましょう。



### 15. 子どもだけで川や池に遊びに行かせない。

外で友達同士で遊ぶことが多くなるので、住まいの近くの池や川、用水路、浄化槽や防火槽など子どもが落ちる危険がある場所がないか確認しておきましょう。浅瀬でも流れがある所では、バランスを崩して転ぶと簡単に立ち上がれません。

川や池、用水路などに一人近づいては危険なことを教えましょう。



### 16. 水遊びをするときは必ず大人が付き添いましょう。

水遊びは子どもを解放的な気分させる遊びですが、子どもはわずかな水深でも溺れてしまいます。浅瀬だから、底のビニールプールだからと安心して目を放すと大変危険です。

水遊びをするときは必ず大人が付き添いましょう。ビニールプールは遊んだ後は水を流し、伏せておきましょう。



### 17. かみそり、包丁、はさみなどの刃物は使用したら必ず片付け、取り出せないように引き出しにはロックをしておく。

まな板の上に置いてあった包丁を取ろうとして足の上に落ちてしまったり、洗面台のかみそりを握ってしまったり、子どもは大人が使っている物に興味を持ち、真似をして自分でも使ってみようとします。

まだまだ大人が見ていない時に刃物を使用するのは危険です。刃物を使用したらすぐ収納場所に片付ける習慣をつけておきましょう。



## 9-a 誤飲

### ポイント

- 気付いた時点で舌の奥を下の方へ押し、すぐに吐かせるのが原則(ただし、吐かせてはいけない場合もある)

- ① 誤飲時の処置は気付いた時点ですぐに吐かせるのが原則です。舌の奥を指、スプーン、アイスクリームを食べる時に使う木のへらなどで下の方に押し吐かせます。なかなか吐かない時(タバコ、防虫剤は除く)や液状異物の場合は水や牛乳を10~15ml/体重(kg)位飲ませてから吐かせます。
- ② ただし、以下の場合は吐かせずに病院へ連れて行きます。(1)意識障害がある、(2)けいれんを起こしている、(3)揮発性の灯油、ガソリン、ベンジン、マニキュア除光液などの誤飲、(4)強酸、強アルカリ(漂白剤やトイレ用洗剤など)の誤飲、(5)血を吐いた、(6)とがったものを誤飲した。
- ③ 本人の様子が落ち着いていれば、まず中毒110番(日本中毒情報センター)に電話(ダイヤルQ2、約300円/1回)で問い合わせ指示を仰ぐようにされてもよいでしょう。誤飲物の毒性や家庭での処置についてはホームページ(<http://www.j-poison-ic.or.jp>)でも検索できます。
- ④ 問い合わせや病院受診の時には、お子さんの年齢、体重、誤飲物の正確な名称、誤飲した量を伝え、誤飲したものの一部や容器が残っていればそれを持参するようにしましょう。

## 中毒110

- つくば中毒110番(有料) 電話 0990-52-9899
- 大阪中毒110番(有料) 電話 0990-50-2499

[大阪、365日24時間対応] [つくば、12/31~1/3以外の9~17時受付]

なお参考までに以下に、少量の誤飲ではほとんど無害なものリストと誤飲の際の処置の仕方のまとめを以下に示します。

### 少量の誤飲ではほとんど無害なもの(少量1gまたは1ml未満)

台所	文具	化粧品	その他
食用油 酒 冷蔵庫用脱臭剤 保冷剤 マッチの先端 ろうそく	インク クレヨン・クレパス 絵の具 鉛筆 消しゴム 墨汁・粘土・糊	石けん・おしろい・口紅 クリーム・化粧水・香水 オーデコロン ベビーオイル・乳液 ベビーパウダー 濡れティッシュ	歯磨き・シャンプー ヘアトニック シリカゲル 使い捨てカイロ 線香・蚊取線香・マット 靴墨・花火・体温計の水銀

## 現場での応急手当のまとめ



国立保健医療科学院運営

子供に安全をプレゼントー 事故防止支援サイト

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

<同サイトより>

事故は子どもの健全育成を妨げる最大の要因となっています。特にわが国の子どもの事故による死亡率は先進国の中では高いことが明らかになっています。

このため、厚生労働省の「健やか親子21」では全ての家庭および市町村が事故防止対策を実施すべきとしております。

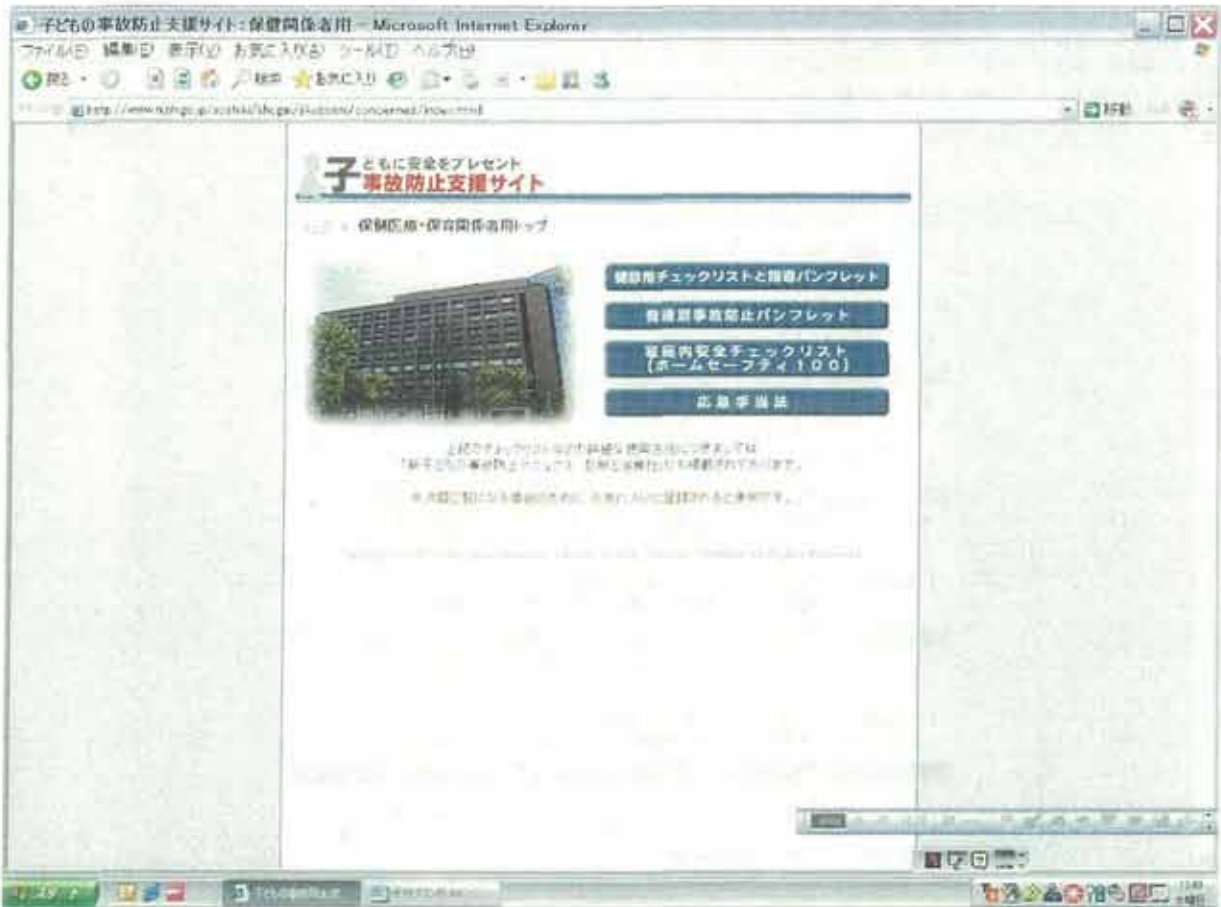
このサイトでは子どもの事故を防ぐための情報と教材の提供をすることにしました。

『子ども達に安全をプレゼント』することのお手伝いできれば幸いです。

国立保健医療科学院 生涯保健部長

田中哲郎







(参考)

健やか親子21 (抄)

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示し、関係機関・団体が一体となって、平成13年より22年までの10年計画で、その達成に取り組む国民運動

<概要>

○ 21世紀の母子保健のビジョンを示すために検討を行ってきた児童家庭局長の委嘱による「健やか親子21検討会」(座長：平山宗宏 母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長)は、その報告書を取りまとめた。

○ 報告書では、これまでの母子保健の取組の成果を踏まえ、残された課題と新たな課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を提示し、2010年までの目標を設定し、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画「健やか親子21」を提言した。

○ 今後は、本報告書の内容を広く関係者等に周知するとともに、「健やか親子21推進協議会」を設置し、国民的な運動を展開する。

○ 課題の一つとして、地域保健の中で、「事故の大部分は予防可能で、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法を、家庭や施設の関係者への情報提供、学習機会の提供等を行う。」ことが掲げられている。

(<http://rhino.yamanashi-med.ac.jp/sukoyaka/index.html> 参照)

「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（抄）

平成 16 年 12 月 24 日  
少子化社会対策会議決定

<趣旨>

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成 21 年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね 10 年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この 5 年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が生まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

4. 子育ての新たな支え合いと連帯

（5）いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備

②子どもの健やかな成長の促進

家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組を推進する。（厚生労働省）

（6）子育てに安心、安全な住まいやまちづくり

②子育てバリアフリーなどの推進

育児にかかる製品の安全性の確保

製品に関する事故情報の収集・調査等により、製品による事故の未然・再発防止及び製品の安全性を図る。（経済産業省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai22/pdf/data.pdf> 参照)